

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成29年6月8日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	高 木 順 子	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	佐 藤 傑	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	津 田 葉 月	（千葉地方裁判所刑事第1部判事補）
検察官	大 谷 潤一郎	（千葉地方検察庁検事）
検察官	高 部 統 光	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	岡 山 国 香	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	本 間 隆 一	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1 番	女
裁判員経験者	2 番	男
裁判員経験者	3 番	男
裁判員経験者	4 番	男
裁判員経験者	5 番	男
裁判員経験者	6 番	女
裁判員経験者	7 番	女
裁判員経験者	8 番	女

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

皆様、本日は雨の中ようこそお越しくださいました。

本日はさまざまな裁判員裁判を担当された皆様方から率直な御意見を頂きまして、今後の裁判員裁判に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は千葉地方裁判所刑事1部で裁判長を務めております高木と申します。本日は司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤裁判官】

私は千葉地方裁判所刑事1部で右陪席裁判官を務めております佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【津田裁判官】

同じく刑事1部で左陪席裁判官を務めております津田葉月と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

【大谷検察官】

検察官の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

【高部検察官】

同じく検察官の高部と申します。本日はよろしくお願いいたします。

【岡山弁護士】

千葉県弁護士会の岡山と申します。今日、皆様からお聞きしたことを弁護士会のこれからの弁護活動に役立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【本間弁護士】

同じく千葉県弁護士会所属の弁護士の本間と申します。よろしくお願いいたします。

【司会者】

ありがとうございました。

本日は、裁判員あるいは補充裁判員の役割をお務めになる上で負担感はありましたでしょうか、また、その内容や程度はどういったものでしたでしょうか、審理日程や審理の内容などはいかがでしたでしょうかという点から御意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まず裁判員あるいは補充裁判員の役割を担う上での負担感という点につきまして1番の方から順次、御発言いただきます。

【1番】

妊娠して二、三か月のときだったので、ちょっとつわりもあって、自分的にはいい経験になるので参加したいなと思ったのですが、裁判所側にはそういう人が参加して問題があるのかなとか、妊娠中に参加していいかどうか自体が分からなくて、最初は不安がありました。

あとは会社で、裁判員裁判に参加した人が今までいなかったもので、周りの人の仕事量が多くなるのでやめたらどうかと言われてたり、体調がよくなってしまわないかとか、内容によって精神的につらくなったりするのではないかとか、自分はやろうと思っていたのに、大変だよという感じで周りに言われたのがちょっと負担でした。

【2番】

私の場合も会社の理解がなかなか得られずに、結局6日間の審理だったのですが、有給休暇を取得できず、自分の休暇を使って、参加させてもらいました。経済的には結構厳しい面があったのですが、参加して自分なりによかったと思いました。

【3番】

私の場合、最初に通知が来て、回答しようと思っていた矢先に、もう一通別の事件の通知が、また来たということで、こんなに当たるものかということでびっくりしたのですが、一度回答したら、その段階で次の事件の通知が無効になるということを伺って安心しました。

自分の場合は、職場が非常にいい経験になるからということで押し出してくれましたので、やはり職場の理解があるかないかが一番大きな要因ではないかと思えます。

そして期間については、自分の場合は1週間、平日ですので5日間だったと思うのですが、次の事件の通知書を見ましたら2週間にまたがっていました。自分の経験では、ちょうど3月で年度末だったこともあるのですが、サラリーマン関係面ではいろいろな有給等あるいは会社の理解等も含めて1週間が限界ではないかなと思います。

【4番】

私の場合、この制度ができたときに是非経験してみたいなと思っていたものですから、今はサラリーマンをやめて自分で会社経営しておりますので都合もつきましますし、そういう負担感というのは全くなかったです。それから日数も3日間ということで、むしろもうちょっとやりたかったなというぐらいでした。大変勉強になりました。

【5番】

私の場合は、選任期日の際に、胃がとても痛くて、裁判長の方に、辞退ではなく、こういう理由で迷惑をかけてしまうのではないかとちょっと懸念していますというお話をさせていただきました。結果的には補充裁判員という形で選ばれて、1週間、体のほうも特に負担なく継続できたことはいい経験をしたかなと思っています。

あと、私の会社は、就業規則等で参加することに対して反対云々は一切なく、会社の理解もあったので、経済的な問題も特になく1週間務めることができたということです。

【6番】

日程は短期間でよかったのですが、初めてだったので、精神的にはずっと疲れたような感じではありました。私は勤務がシフト制なので、休みがとれるかも

心配だったのですけれども、特別休暇も使えて休めて、参加ができたのでよかったですと思います。

【7番】

私は国家公務員ですので、会社の理解はあって特別休暇もとれたのですが、だからといって自分の仕事を他の方が負担するわけではないので、その分は後日、私のほうで補充しなければいけませんでした。

あとは、会社からは皆さん興味があるのか、守秘義務というものがどこまであるのかとか、これから社員が選ばれたら職場でどう対応したらいいかというのをいろいろ聞かれたのですけれども、初めての経験だったのでなかなか明快に答えることができませんでした。

あとは、量刑についてとても悩んだ裁判だったものですから、後日、テレビや新聞で同じようなニュースを見たときに自分の判断とか意見が影響されることに対して思い悩む点が多くあったように思います。

【8番】

私の場合は、趣味でお稽古をしているのですが、そういう場合でも先生が日にちを例外的にずらしてくださいまして、とても協力的でした。

ただ、9月だったもので台風の上陸が結構ありまして、それで定時刻に裁判所に行くことがとても大変でした。

【司会者】

御苦労さまでした。

では今の御意見を踏まえて、更にお話を聞かせていただければと思います。

今、皆様の中から出ました体調面での不安ということにつきましては、妊娠中の方も参加したら裁判に迷惑がかかるのではないかという発言がありましたが、不安は全く無用です。こちらとしては、そういういろいろな体調の方がいらっしゃるということを前提に、例えば休憩時間を頻繁にとるとか、審理の一日の時間を考えるとか、皆さんに不安のないような審理の時間を考えて公判前整理手続で審理予定を

立てておりますので、体調面の御不安ということで参加できないのではないかと
いう御懸念は無用でございますので、その点をまず申し上げておきたいと思
います。

それでは、今、皆様のお話を伺いまして、お仕事や期間というお話が出
ましたが、最近、報道等で裁判員候補者の方の辞退率ですとか、選任手
続期日の出席率の低下が報じられています。その一つの要因といたしま
して、審理予定日数の増加傾向というものが指摘されています。

そこで、本日はまず皆様方からも御指摘のありました審理予定日数など
について御意見を伺わせていただければと思います。

仕事上や家庭上の支障の具体的な内容ですとか、例えば御自身がとら
れた対処方法など、もう既に御発言いただいた方もいらっしゃるけれど
も、他の方々からも、例えば支障の実情、御自身がとられた対処方法
などの実情について更に御発言いただければと思いますけれども、い
かがでしょうか。

【5番】

期間の話で言いますと1週間という期間だったのですけれども、自分
がやらなければいけない仕事を他の人がサポートしてくれるというよ
うな職場体制だったので、私の場合は、補充裁判員としてそこに注力
できるような形で参加できました。

【3番】

先ほど、1週間ぐらいでちょうどよかったという話をしたのですけれど
も、同じ1週間でも季節によっては全くその方にとっては都合が悪い
面もあると思います。完全にその方のニーズを掌握するのは無理だ
と思うのですけれども、最低限、期間的なニーズだけは掌握してか
ら、この事件はどうですかという感じで通知が行くような流れは
検討できないかなと思います。

【8番】

先ほどちょっと申しましたけれども、いまだかつてないとても大き
い台風が来て、電車も不通になりそうだということで、前日から心配
していたのですが、危険を伴ってでも審理があるというのはどうな
のかなと思いました。

【司会者】

その点につきましては、気象予報を裁判所でも入手して、例えば明日もう台風が来るという進路予想があれば、あらかじめその日は公判を遅く開始したりというふうに審理日程を変えて、その旨お知らせしたりしているような場合もありますので、そういった対処ができる場合にはそうさせていただきますはおります。

【8番】

私たちのときは突然来ましたので、そういった対処がありませんでした。

【司会者】

その日の朝、急に、例えば気象の点ですとか電車がとまったりということがあって遅れられるという場合には、裁判所のほうに御連絡をいただけましたら、ある程度の時間でしたら開始を遅らせてその方の到着を待つということもできます。例えば、半日遅れるとか何時間も遅れるという事態が生じた場合には、他の方々の都合もありますし、被告人やその他の訴訟関係者の都合もありますので、辞退いただいて、他の方で裁判を進めていくという場合もありまして、いろいろなやり方がありますので、急に来られなくなったという場合には御連絡をいただければと思います。

【1番】

今年、裁判員になるかもしれませんよという封筒がたしか11月ぐらいに来ましたが、その時点で会社へ渡す紙みたいなものが1枚入っていたら、日程調整のための会社側の理解が深まるのかなと思いました。

それと、私の場合は2週間の審理期間を予定していましたが、実際は1週間で終わって、もう1週間は何もない状態になったので、私の場合は休みましたが、そういう場合に給料が発生しない期間ができてしまうので、そういうのもあるということと自体を最初から知りたかったなと思いました。

【司会者】

公判前整理手続の中で審理予定は組んでいるのですけれども、特に評議については、評議時間として見通していたよりも短くなったり、逆に少しかかってしまった

りということがちょっと出てきてしまうので、そこら辺は大変申しわけないなと思っております。

こちらとしては公判前整理の中で、できるだけそういうことのないように今後、見通しを持って審理予定を立てていきたいと思っております。

【7番】

裁判員候補者に選ばれましたという封書が来たと友達に話したら「うちの会社の人も選ばれたけど、その人は3か月もやっていたから、受けたら大変だよ。」と言われたのです。それで、実際に私が受けたときには、そんなことはないということが分かったのですが、正しい情報が伝わっていないために、通知が来た時点でこれは断ろうと思っている人が出てきているというのは感じました。だから、裁判員を受ける人が減ってきているのは、そういううわさみたいなものが出ているからではないかなと思いました。

【司会者】

7番の方は、御自身が経験された後、3か月もかからなかったということ周りの方に言っていただけましたでしょうか。

【7番】

はい。いっぱい休まなければいけないのではないかとか、そういううわさみたいなものだけが浸透しているというのを感じましたので、一応、そんなことはないよというのは伝えました。

【司会者】

今、皆さんがおっしゃったのは11月ぐらいに来る通知のことをおっしゃっていらっしゃるのですね。この通知は今年度の裁判員候補者の名簿に載りましたよという通知でして、そのときにはその年度でどの事件に当たるかというのはまだ決まっていないのですね。11月に名簿に載りましたよということをお知らせした後、実際に具体的な事件で名簿の中から具体的に何人と選定させてもらった段階で、それぞれの方が一体何日間の事件に呼ばれるのだということが分かるというシステムに

なっております。

そうすると、先ほどからのお話ですと11月の段階で何か分かればなということなのですね。

【7番】

大体最大でどれぐらい、何か月もかかるといううわさを打ち消すような何かがあるといいかなと思います。

【司会者】

他の方もそういううわさを耳にされて、それが参加するについて消極的な感じを醸し出しているのでしょうか。

【5番】

自分の場合は、11月に来たときに登録されたのだなという程度でしかなかったのですね。そもそも期間云々に対しての意識というのがなかったです。だから、この後、正式に通知が来るのだなというレベルでしなくて、他の人から3か月とか1週間とかというお話は、自分もあまり興味がなかったとか意識していなかったのかもしれないのですけれども、聞いてはいなかったのです。結果的には、辞退するという話の一つの要因にはなっているのかなとは感じています。

もう一つは、できるだけ早いうちに期間が例えば2週間ありますよといった中で実は1週間になるかもしれないとか、残った1週間はこういうふうになりますよとか、案内の中で期間については例として今まで最大3か月のものがありましたとか、平均すると1週間ぐらいですよとか、参加する人の視点でその項目に対してもっと分かりやすい言葉とか情報が載っているといいのではないかと思います。

会社側がそれを見て「1週間なんだな。」とか、すごく理解しやすいようにすると、本人の負担もないしすごく参加できやすくなるのかなと今、皆さんの話を聞いて感じました。

【司会者】

11月の通知の時点では事件が決まっていないので、なかなか難しいかなと思う

のですけれども、具体的な事件で選定されましたという通知のときには何日間、いつからいつまでの予定ですということが書いてある紙が同封されています。あの通知書が会社あるいはお客様に説明するために役には立っていないでしょうか。何か工夫が要るでしょうか。

【5番】

私の場合は、その通知を受けたときに、情報的にはどれだけ会社に見せていいのかという判断ができなかったというのも一つです。頂いた情報の中で、例えば名前とか守秘義務に関係するところは全てマスキングした上でPDF化して会社に見せました。

私は、11月の時点では確定事項ではなかったので会社には通知書のことを言っていなかったのですが、具体的な事件で選ばれたという通知が来て、会社側には就業規則には載っているのですけれども、もし減給になると給与が幾ら減るのかなとか、ちょっと気になることもあったので、こういう通知が来ましたと見せたという感じでした。

でも、11月の通知書には具体的な日数的な話もあったと記憶しているのですけれども、あの時期が正しいのかベストなのかどうかというのはちょっと分からないですね。会社もいろいろあるので、ただ一つ言えることはできるだけ早いうちということではかないかなと思います。

【司会者】

他の方々はいかがでしょう。例えば、この日数なら参加しやすいのだけれども、この日数になってしまうともう足踏みする、参加が困難化するというような日数というのは大体どれぐらいの感じなのでしょうか。

1番の方、どうでしょうか。

【1番】

私は会社が許してくれるのであれば、どれだけ休んでもいいのですけれども、うちの部署だと多分二、三週間が限度かなと思います。

【2番】

自分の場合なのですけれども、やはり1週間ぐらいが限度だと思うのです。どうしても仕事上、物づくりをしていて、他の人ができない面もあるので、せいぜい1週間ぐらいが限界かと思います。

【3番】

私も1週間ぐらいかなと思っております。

あとは、実際参加させていただいて、思ったより何でも相談できる雰囲気がありましたので、大事な裁判であまりそれを先に言うのもどうかという議論はあると思うのですけれども、例えば仕事上の関係としても何か緊急なことが入った場合には御相談に応ずることが出来ますみたいなことで、参加する側がそれだったら頑張れるかなという気持ちにさせるような出入口がもう少しあるといいなと思いました。

【4番】

常識的にはやはり1週間ぐらいかなと思うのですけれども、実際過去には一番長いのは何日ぐらいというのがあるのですか。

【司会者】

当庁ではありませんけれども、全国的には一番長くて初めから終わりまでで3か月ぐらいかかったものも実際にはありました。もとより、公判が毎日あるわけではなくて、適宜休みの日は入っていたとは思いますが、そういう例はございました。

【4番】

分かりました。私のようにサラリーマンを卒業して自分の時間がある程度とれる人間からすれば、どちらかという、選ばれたらそれは国民の義務だというような考え方ではいるのですけれども、やはり40代、50代のばりばりの人たちからすれば、1週間を超えるようなものはなかなか厳しいのかなという気はしますね。

【司会者】

大体参加が困難化するの、御自身の仕事あるいは一般的に見てどんな感じとい

うのはありますか。

【5番】

自分の場合は本当に1週間だったのですけれども、途中で出ない日というのもありました。やはり期間で言うと、今、1週間ぐらいがよかったかなと感じています。

1週間ぐらいで途中で、1日休みとかあると、その日は会社に出て、自分が休んでいたことによる仕事の影響というのも分かるので、1週間で途中で間が1日ぐらい空いていると、通知がきたときに、初めからやめようとかそういう気持ちにはなかなかならないのではないかなと思いました。

【司会者】

やはり審理日程というのは、辞退しようかな、どうかなというようなことに結構影響しているものでしょうか。

【6番】

もし、会社から3か月でもやっていいよと言われたとしても、私の場合は精神的に多分1週間が限界だと思います。サービス業なので、繁忙期の場合であれば、1週間は休めなかったと思うので、業種別の期間というのも考慮すべきではないかと思います。

【司会者】

7番の方、先ほどわさがあるという話でしたけれども、3か月ぐらいかかったというものはあったことはありましたけれども大半のものはそうではありませんので、そこのところは周りの方にも御説明いただきたいと思います。大体これぐらいの期間でしたら参加はできるけれども、こうなってしまうと参加困難というラインは何かありますか。

【7番】

やはり1週間ぐらいというのはあると思います。

あと、一番初めの通知のときに忙しい月は断れるというのが2か月あったと思うのですけれども、私は役人をやっているので年度末と年始が忙しいのですね。でも、

2か月だから年始しか選べなかったのです。本当はもう1か月くらいあればよかったのですが、断れないと思ったので、もうちょっと繁忙期というものを考えたほうがいいのかと、あと、うわさというのは怖いものがあるので、それを打ち消すような広報の仕方は重要なのではないかなと思います。

【8番】

私が担当した事件は、間に休みがありましたけれども、ちょうど1週間ぐらいでしたが、こういうことに慣れていませんので、精神的にはとても疲れしましたね。

【司会者】

これまでは、始まりから終わりまでの全体の期間ということでお伺いしましたが、例えばですが、一日の審理時間は例えば午前10時から夕方5時までというふうにびっしり入れて、その始まりから終わりまでの期間はできるだけ短縮するというやり方のほうが参加しやすいのか、一日の時間は多少短くして、例えば午前中だけとか午後だけとかにして、始まりから終わりまでの期間はその分、多少長くなっても参加しやすいのか、皆さんどちらが参加しやすいとお考えですか。

【1番】

私の場合は丸一日かかる日もあれば、今日は長かったので明日は少し早く終わらしましょうかみたいな感じで、長い日があったら次の日はちょっと短いとか、そういう工夫をしたらちょっと頑張れるのではないかなと思います。

【2番】

会社を休む理由もいろいろあるので、私の場合は時間より日数の少ないほうがいいと思います。

【3番】

時間についてはある程度変化があってもいいかと思います。

ただ、非常に遠方から来ている方もいまして、そういう意味では日数は短くしてあげたほうがいいなと感じました。

【4番】

私の場合はどちらでもいいです。自分で受けるプレッシャーと、会社にどれだけ迷惑をかけるかというそちらのほうのプレッシャーと、それを半日休むことでカバーできるのか、半日休むのも一日休むのも一緒だとか、その人によって全くその辺は違うと思うので難しいとは思います。

【5番】

今おっしゃったように、私はすごく難しい問題ではないかなと捉えています。確かに短い期間で密度の高い一日を過ごすというのはかなりの負担になるのかなと思います。例えば休憩を入れますよというところであっても、時間というのはすごく人は意識するものであると思うのです。

だから、近い人とか遠方の方、また先ほど言ったように台風が来たというような条件に応じて、参加していても自分がどこにどれだけ集中するのかというところの負担がやはりかなり違うのかなと思います。

一日の密度を濃くしないで日にちを延ばすというところは、勤め先の事情もあるので、自分の場合だと会社はすごく理解してくれていたので恐らく2週間でも全然問題なかったかなと思うのですけれども、製造業の方とかもいるわけなので、終わった後、いなかったときのリカバリーをどれだけの時間でできるのかとか、そういうところもやはり参加者はすごく気になることだと思っているのですね。

事件ごとにあらかじめ予定がうまく組めて、それを事前に教えることができるだけ早くできれば、それに越したことはないのかなと思います。

単純にこれは短くするとか、密度を高くするとか、そういう決断は恐らくできないのではないかなと思っています。

【6番】

会社勤めの方であれば、恐らく日数は短いほうがいいと思うのですけれども、一日の話し合う時間を短くしたとしても、多分短い時間では議論はそんなに進まないと思うのですね。日数だけを延ばしていったとしたら話が細切れになってしまうということもあると思うので、9時5時ではないのですけれども、一日の時間を長目

にとっていただいたほうが話も進むのではないかとは思いますが。

【7番】

私も初めは慣れていないので、事例を見てそれを基にみんなで話し合いましたが、時間があまり短いと、途中で途切れて次の日には忘れてしまって、また議論が戻ってしまうような気がするので、休みはやはり短いほうがいいと思うのですが、時間はある程度あったほうがいいと思います。

【8番】

私の場合も一日の審理は長いほうがいいのではないかなと思います。

私の場合、午後からもあったのですけれども、こちらに来なくてはいけないということで、それだけでも午前中から精神的にぴりぴりしているので、家にいても同じように疲れてしまうのです。

【司会者】

私の事件でいらっしゃった方からは、午前中裁判所に来て、午後から会社に出る、あるいは逆というような方もいらっしゃったのですが、あまりそれは御自身の仕事としても効率はよろしくないという感じなのではないでしょうか。

【4番】

裁判所の位置と自分の勤務地とか、自分の仕事の内容とかによるので、一概に言えないと思うのですけれども、半日休みをもらっても結局一日仕事にならないという方もいらっしゃるし、半日であれば午後からばっちり仕事ができるという方もいらっしゃるので、それは難しいと思います。

【6番】

一日を半々に仕事と裁判と分けても、気持ちの切り替えができないので、私としてはあまり働く気にはならないですね。

【司会者】

それでは、今までの話の中でも少し出てきているのですが、期間の中に完全に裁判をお休みにするという日を入れるかどうかということなのだと思いますけれども、その

ところはどうですか。間に1日休みを入れると1日分が期間としては増えますね。その兼ね合いはいかがなのでしょう。あるいは1日なり2日なり間に休みがあったほうが良いという場合にはどこら辺に休みがあるとよろしいのか、そこら辺の皆さんの御意見をお聞かせ願えますでしょうか。

【1番】

どこら辺に休みがあるかは参加して決まったメンバーで「仕事があるので、できたら半日休みが欲しい。」という人が多かったら半日にすればいいし、集まったメンバーで「丸一日休んだほうが疲れがとれるんだよね。」という人の意見が多かったら、「じゃ、真ん中に休みをとろうか。」とか、こちらが決めることではなくて、参加したメンバーでちょうどいいラインを決めるほうがいいのではないかなと思うのです。

【司会者】

確かにごもった御意見だと思います。ただ審理予定は公判前整理手続の中で、皆様を選任させていただく前に決めているのです。特に公判の審理は証人の人が出てくる日とかがありますので、なかなか裁判員の皆さんを選任してから決めるということが難しいのです。評議はある程度余裕を持って設定をしておけば、皆さんの話の進み具合によって少し今日は早目に終わらせたり、明日は思い切って休んでしまおうかということも可能かなと思うのですけれども、皆さんを決めてから審理予定を決めるというのは、今の制度上ではちょっと難しいのです。

他の方で、1日とか2日、間に休みをとるかどうかについて御意見がある方はいらっしゃいますか。

【3番】

先ほどの4番の方と同じで、その方の事情によって違ってくると思うのです。裁判は生き物という部分があるので変化は当然皆さん御承知だと思うのですけれども、最初にいただいた審理の日程と時間でやっていただいて、先ほどの1番の方みたいに2週間だと思ったのが1週間で終わってしまうという極端なことがないように努力いただければ、皆さんが納得するかと思います。

【司会者】

それでは、選任された期日と公判期日の間に日にちがあった方、あるいは選任期日の日から公判が始まった方がいらっしゃるかと思いますけれども、どちらのほうに参加しやすいでしょうか。

選任の日の午後から公判を始めれば、その分全体の期間は短くなりますし、選任の日の翌日あるいは翌々日からしますと、選ばれてから終わるまでの期間としては少し長くはなります。確かにその方々のお仕事の内容とか、その方々の御事情によって千差万別かとは思いますが、自分としてはどちらがいいかというのがありましたら教えていただけますでしょうか。

【1番】

私は裁判所に来る機会がなくて、初めての場所に来て、雰囲気的にも自分の職場よりもかっちりしている感じの雰囲気で、来たこと自体に疲れてしまい、その当日に審理がなく早目に終わって休めたほうがよかったですので、私はその日は審理がないほうが良いと思います。

【2番】

自分もその選任された日に審理はないほうが良いと思います。

結局選任される時は呼ばれるだけで、選任されるかどうか分からない状態なので、選任されたことを会社に報告しなければならないこともあるので、そこは少し余裕を持ってもらったほうが助かります。

【3番】

私も2番の方と全く同じで、会社に外れる可能性が高いから今日だけ休むと言いましたけれども、たしか5分の1か6分の1かの確率で当たってしまい、1週間分の職場の引き継ぎ等の詰めをやらなければ翌日の朝から来られませんので、そういう意味では絶対その日だったらむしろ厳しかったです。翌日からやったほうがありがたいと思います。

【4番】

私は何もありませんけれども、一般的には次の日からのほうが気が楽かなという気はしますね。

【司会者】

気が楽というのは、参加方向へ気分が向くという意味でしょうか。

【4番】

気分が向くというより事前の説明を結構丁寧にしてくださったわけですね。それで、明日から始まるのだなど、こういう心掛けで行けばいいのだということが分かりやすいと、そういう意味です。

【5番】

自分もやはり選ばれたその日からというのはちょっと反対です。なぜかと言いますと、選ばれて、この日から裁判所に行きますとなったときに、自分が考えなければいけないことが多分いっぱい出てくるのですね。会社の人に言わなければいけないとか、自分が持っている仕事をどういうふうに進めていかなければいけないのかとか、自分だけのことではなくて、自分に関係する周りのこと全てについていろいろなことを考えて、それに手を打ってから裁判員裁判に参加するという時間がやはり必要だと思うのです。

【6番】

大体皆さんと同じで、その日に選ばれたとして、やはり勤務の調整に時間がかかるので、次の日でなくても、数日あってもいいのではないかと私は思います。

【司会者】

その御趣旨は、午前中選任で選ばれたら午後からですよとなっていると、選任期日に来るときに、選ばれたときの段取りなどが難しいなと思うと、どうしても辞退しないといけないかなという方向に気持ちが向いてしまうという感じなのですかね。

【6番】

恐らく私の職場は、もし午後から始まるとしても、その日は休みだったので参加することはできますし、その後、何日間必要だということを改めて上司とかに報告

するとしても、多分休めるのでしょうけれども、周りが大変だと思うのですね。だから、数日は頂きたいです。

【7番】

私も空けたほうが良いと思いました。とても大きな部署で働いているので、周りには伝えたとしても、違う部署から人が来て「何で休んでいるの。」という形になることが多くなってしまうので、やはりこういう理由で休んでいるということを、ある程度伝えるのに日にちが必要です。その日の午後というよりは何日かを頂いたほうが仕事を回しやすかったりします。

【8番】

私も選ばれた日はいろいろ説明とかに結構時間がかかりましたし、素人で緊張している状態なので、翌日までぐっすり睡眠をとって、翌日のほうが頭の回転も良いのではないかなと思います。

【司会者】

皆さんのところにあらかじめお送りいたします呼出状と言われているものですが、事前の質問票というのが一緒に同封されていると思いますが、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

お越しく下さいといういわゆる呼出状を送った場合に、送られた方が保管期間が経過してもお受け取りにならないと裁判所に返ってきてしまいますね。そういった場合にもう一度送付し直したり、事前質問票がなかなか返送されない方がいた場合に、返送してくださいと促したりするということは、選任手続への出席率を向上させるために有効な手段だと皆様は思われますでしょうか。

皆様方は来てくださっている方々ばかりですが、そこら辺について何か、それはやったほうが良いねとかありましたらお聞かせいただきたいと思います。

【1番】

私はそういう書類とかはすぐ開けて提出するのですが、旦那に聞いたら、裁判所と書いてある時点で特に悪いこともしていないし、開けずにそのままになる

だろうねと言っていましたので、開けないタイプの人が、何で開けないのか、どうしたら開けてくれるのか、ちょっと思いつきません。

【司会者】

そうすると、御返送いただいていないので開けてくださいというのをもう一度お知らせしたら、そういう方は開けてくださいますか。

【1番】

私が「そういうのが来たら、開けたほうがいいよ。」と言っても開けないので、多分面倒くさいとか、自分とは裁判は関係ないと思っているのか、どうせ行けないと思うせいなのか、内容も知らないうちに、開けていないので封はしたまま奥に置いて終わりそうです。私とか個人というよりは、会社とかもっと影響力のある人に言ってもらわないと多分無理なのではないかなと思います。

【司会者】

今後もし旦那さんに届きましたら、是非開けるように奥さんから言ってください。
2番の方、どうでしょうか。

【2番】

自分の場合はすぐ開けて出すほうですが、3回目の呼出状で仕方なく出たという裁判員の方もいらっしゃったので、やはり何回か呼び出しをしたほうが参加率は上がると思います。

【3番】

まれにケアレスミスで、そういえば忘れていたという人が思い出して返してくれるということはあると思いますけれども、全体的にはあまり効果がないと思います。やはり開けない人は基本的には、また来ても開けないし、仮に何回も来て何か自分に降りかかることはまずいなということで開けたとしても、「何だ、裁判員制度だ。」ということで余計反発していくような可能性のほうが高いのではないかと感じます。

【4番】

例えば、督促して60人来ていただいても、督促しないで40人しか来なくても

やはり 8 人選ぶわけですね。ですから、多くの中から選んだほうがいいのか、来てくださった人の中から選んだほうがいいのか、どっちみち 8 人以上来ないということは多分ないと思うので、裁判所にかかるコスト含めてよくお考えになったほうがいいのかと思います。

【5 番】

開ける、開けないの話というのはやはり 1 番の方が言われたようにかなり個人の姿勢的な面というのはあるのかなと思っています。

だから、封書で来て開けない人には、次に督促するときには、例えばはがきにしてこういうものを送ったから見てくださいという工夫をすることを考えたほうがいいのかというの一点あります。

それから、今の時代にあって、封書でなければいけないのはなぜなのかなと思います。要はインターネットとか今の時代に合った方法で返信がもらえるような仕組みや工夫があってもいいのかと思います。

【6 番】

とりあえず封筒が届いたときにすごくびっくりしました。裁判所から封筒が来るようなことをした覚えがなかったので、何だろうと思いました。それで、そこから多分 1 週間ぐらいかけて考えて開けました。開けて、返信しなければいけないような感じのことが書かれていたので返したのですけれども、もし自由参加の感じであれば恐らく私は返信をしていなかったと思います。封筒を開けてもらう何かきっかけのようなものが何か書いてあって、気軽に開けられるようなものであれば、とりあえず開ける方は増えるのではないかと思います。

【7 番】

私も開けるタイプなので何で開けないのかがちょっとよく分からないのですけれども、裁判員にとっても否定的な友人が何人かいて、関わりたくないとか、面倒くさいから来たら受けないという人もいたので、そういう人に対して何度も返信したとしても多分同じ感じなのではないかなとは思っています。

【司会者】

そうすると、6番の方、7番の方のおっしゃる質問票を返そうかなというきっかけには、例えば「まだお返しいただけていないのですけれども、お返してください。」というような追送のお知らせをすると、初めから全く拒否という方は応じていただけないかもしれませんが、例えばうっかり開けていなかったり質問票を返していなかったという方は「じゃ、返そう。」というきっかけにはなりますか。

【6番】

なると思います。

【7番】

私もそう思います。

【司会者】

ありがとうございます。

8番の方、どうぞ。

【8番】

私の場合は、ちょっと前まで100歳を過ぎた母と一緒に家におりまして、あの封筒が来たときは、母が何か悪く考えまして、後で大変なことがこれから起きるのではと怖くて開けられなくて、うちの夫が来てから開けました。

【司会者】

そうすると、その御趣旨は11月に行く封筒自体が、もっと安心させるような装いをした封筒のほうがよろしいということでしょうか。

【8番】

そうです。お花か何かが描いてあるとかすればいいと思います。大変な御時世ですから何かあってもと思いますので、悪い方向に考えてしまったという感じがありました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、これは裁判員制度の選任のお手紙なので中に入っている事前質問票をお返しく下さいというような別途のお知らせが行くと、安心して見ていただいてお返しいただけますでしょうか。

【8番】

そうですね。最高裁判所から来たことにもびっくりしてしまいましたから。

【司会者】

ありがとうございました。

もう一つ、選任手続に参加された皆さんの御感想をお伺いしたいのですけれども、皆さんは選任期日に出席されて周りを見渡して、出席されている候補者の方の年代ですとか性別などについて偏りがあって、国民全体の構成を反映していないのではないかというような感じを受けたりしたのでしょうか。それとも、一定の人数が集まっていて、性別、年代を見ると国民全体の構成を反映した人たちが選任に集まってくると思われたのでしょうか。何か御感想があれば教えてください。

【8番】

私のときは20代、30代、40代、50代、60代、70代ときちっと分かれていましたので、「意図的にこういう世代別になっているのですか。」と裁判長にどなたかが尋ねたことがあったのですが、「いいえ、偶然です。」とおっしゃっていました。

【司会者】

その裁判長が説明したとおり、候補者としての選任も裁判員あるいは補充裁判員としての選任も全く無作為なのです。ということは、年代や性別に偏りなく選ばれていたという御感想でしょうか。

【8番】

そうですね。偶然そういう世代別にちょうど6人が分かれておりました。

【司会者】

他の方々はどうでしょうか。選任のときに周りを見渡してみて、出席している方

に偏りがあると思われた方はいらっしゃいますでしょうか。それとも、満遍なく集まってきているという感想でしたでしょうか。

【3番】

自分のときは30人から35人ぐらいだったと思いますけれども、若い方から年配の方、中にはこれは絶対強制的に行かなくてはいけないのだと思って、とても苦しそうな状態で来ていた方も印象的だったのですけれども、そのときは満遍なく来ていたと思うのですけれども、その後、くじで8人選ばれたのが全員男性だったのです。ですから、逆に言えば、本当に平等にやっているのだなと、くじでやったから男性8人になったのだなと感じましたし、たまたま違うグループとすれ違ったときに、そこはほとんどが女性のグループだったので、そういう意味ではくじで厳正にやっているとは思っています。逆に、性犯罪の事件のときには、実際選ばれた結果が偏っていた場合はそれでいいのかなという感覚も持ちました。

【1番】

私の裁判の場合は、集まった人がいまだかつてなく少ないと言われて、23人ぐらいしか集まらなかった上に、補充裁判員も選べないぐらい少ない人数で、一人でも休んだら裁判が成り立たないみたいなことで、多少偏っていました。2月、3月になっていくと選出される人がどんどん少なくなってくるし、年度末なので来る人自体が減ると言っていたので、年度後半はもうちょっと呼んだほうがいいのではないかなと思いました。

【司会者】

最終的に裁判員、補充裁判員を選んだときも、これまた無作為のくじなので、偶然男性ばかり、偶然女性ばかりということにはなるのですが、裁判全体を見るといろいろな年代の人が選ばれているということになっているのではないかと思います。そもそも選任手続に来てくれた人から選びますので、選任手続に来てくれた人に偏りがある、つまり来られるような人に偏りができてしまうということだと、その結果のくじも偏りができてしまうということになりますので、そこら辺はどう

でしょうか。選任手続に来ている人はおおむね年代、性別が国民の縮図になっているようなものであったというお考えでしょうか。

【7番】

私の選任手続のときは、ある程度見回したときにいろいろな方々がいたので平等だなと思いました。

【5番】

自分の場合は、女性4人、男性4人とかで半々ぐらいだったし、年代もかなり分かれています、話をする上でもいろいろな年代別での視点での言葉というのがあったのかなと思っています。

ただ、くじで引きますというところはいいのかどうかというのがちょっと疑問で、一つの裁判において8人選びますといったときに、8人に何をというところがやはりあっていいのではないかなと思います。それは年代別の男女の中から、一つの問題に対してそれぞれの人たちがどういう考えを持って意見を言って、それを基に議論してどういう結果になったのかというのがこの制度に求められているところではないのかなと思っています。

そうすると、男性8人だけでしたといったときに、ちょっと議論するところでの偏りというのも出てきてしまうのではないかなと思います。

だから、こういう年代の人たちでこういう構成で話をした結果、こういうメリットがありましたとか、こういう課題が出ましたというのをアピールしていく中で辞退する人が減っていくということにもできるのではないかなと思っているので、くじ引きが本当にいいのかどうかというのはちょっと疑問を感じます。

【6番】

くじ引きでやるというところは平等なのでしょうけれども、初めに8人を選ぶというときも会場は結構満遍なくいらっしやったと思うのですがけれども、若い女性の方が何人か辞退されたのです。それがちょっと印象的でした。その結果、残った人は若い人はあまりいなくて、私が多分最年少だったので、あとは結構上の方がいら

っしかったので、やはり結果的にはちょっと偏っていたのではないかなとは思いません。

【司会者】

では、皆さんの中から国民の参加を促すための方策について、消極的なうわさばかり流れていて、もっと積極的な広報活動もしたほうがいいのではないかというようなお声がありましたけれども、その点、何かありますか。

【7番】

私の意見ではないのですが、裁判員を受けないほうがいいよと言った知人に「そんなに苦勞をして休みをとって裁判員に参加したって、地裁で出た判決が高裁とかに上がれば全部否定されてしまうのだから、そんな苦勞なんかなくていいじゃん。何で受けるの。」と言われたのです。そう言われたときに、私は「経験したことがないし、一応裁判員制度というものはそういう意見を聞くという制度であるのだから、経験したことがない限り私は経験してみる。経験してみなければ分からないし、そんなうわさだけで言われても分からないから私は受けます。」と言ってその友人には返したのですけれども、やはりそういう知人と話していたときに思ったのは、「そんな苦勞することないじゃない。」という裁判員制度に対する否定的な意見というものがあるから、やはり参加率がどんどん減ってきてしまっているのだろうなというのは感じます。

だから、私たち裁判員の意見がこういうふうに裁判に反映しているのだよという何か事例でもあれば、もうちょっと参加率も伸びるのかなとは思います。

【司会者】

日本の裁判制度は三審制なので、それは一審の判断が二審で維持されることもあれば覆されることも、それは制度としてありますので、それは二審で維持されたり覆されたりするということは制度として致し方ないことなのです。だから、一審に参加して苦勞することないじゃないというのは誤解でありまして、その誤解を解くにはどうしたらいいですかね。

【4番】

私は、実際に参加してみて、人を裁くというのがこれだけ厳格に丁寧にやっているのかと知ることができましたし、物事を論理的に考えていくとか、そういう経験というのはそんなにできないので、非常によかったと思います。ましてやプロの裁判官と同じテーブルでいろいろ意見交換をして話すなんてことは、まず人生の中ではなかなかないわけですよ。そういう貴重な経験ができる、自分の人生の幅も見方も広がるよというようなことをもっと普及させていくと、初めての人はやってみようかなという気になるのかなという気はしましたね。

それと、国の予算もあるからあれなのでしょうけれども、一日拘束されてたしか1万2千円かそこらぐらいだったのですよ。もうちょっと何とかならないのかという気はしますね。国選弁護人の報酬を少し削って裁判員の報酬へ充てるとか、もうちょっとあなたの人生にとってもプラスだよということを分かってもらえるようなPRの仕方がいいのかなと思います。

【司会者】

広報で裁判員制度の誤解を解き、正しく皆さんにわかっていただくための方策についてはいかがでしょうか。

【5番】

福岡のほうで裁判員裁判をやった人たちがどうのこうのという悪いニュースはよく聞くのですが、いいニュースがないのではないかなと思います。こういう経験をしてこういうメリットがあったという貴重な意見というものが世の中に流れていないことがやはり関心がない一番の問題かなと思います。

だから、予算云々という話もあるのですけれども、例えば報道の方が今日も来られているというところもあって、やはり報道の力を使っていくとか、こんなにいいものなのだよとか、こういう経験をしたよというプラスのアピールというものをしていくことにもっと力を入れていかないといけないと思います。何か自主的に動けるような要素をもっと関心を持ってもらえるようなアピールをしていかないと、減

るところも歯止めにもならないし、増えるところの対策というかきっかけというのはなかなか難しいのではないかなと思っています。

【1番】

ちょっと違う視点になってしまうかもしれないのですが、うちの母が是非参加したいのだけれども、参加できないというか「抽選なのでしょう。」みたいな感じで、来たくない人もいると思うのですが、参加したいのに落選してしまった人とか、逆に関わりたいのに関われない人もきっと世の中にいっぱいいると思うのですよ。そういう人たちも含めてもっと上手に参加できるようになったらいいなと思います。

あとPRの面で、今回もそうなのですが、子供がいてちょっと見てもらったり預けていけば子育て世代も参加できると思うのですが、こういう短期間の場合で保育園に預けますといったときに、保育園は「そうですか。じゃ、預かりますよ。」というふうには全然対応してくれないので、そういうものにも対応しますよとか、明るい面をもうちょっとアピールして、システムを整えてくれたら、それこそ偏りのない参加というのももっとかなうと思うのです。

【司会者】

裁判所から保育施設に関する公的窓口を御紹介しているのですが、そういうことをやっているということのPRが足りないのですかね。

【1番】

はい。私自身は知らなかったし、周りの人もそういう理解がなかったので「子供はどうするの。」とか心配になりますし、裁判所の近くの保育園で2週間預かりますとかでないと、自分で探してくださいとなると結構大変だったりしますし、近くにそういう制度を整えてくれたらすごくうれしいなと思います。

【司会者】

それでは、評議についてもお伺いしたいのですが、皆さん、充実した評議はできたとお考えでしょうか。もし、充実度が低かったとお考えの場合、その要因、例え

ば日程のとり方とか裁判所の司会の仕方とか、そういったことに御要望や改善点があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

【8番】

初めは素人集団ですので法律的なそういうものがどうなるのかなと思いましたが、裁判官のアドバイスで皆さんとディスカッションしていい意味での和気あいあいと自由に意見が述べられまして、とてもいい評議ができたのではないかなと思います。

私もその点、こういうふうに量刑とかが決まってくのだなということで、とてもいい経験をいたしましたと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

評議の日数的には特段問題はありませんでしたか。

【8番】

はい、問題ありませんでした。

【司会者】

それでは7番の方、評議の充実度はいかがでしたでしょうか。日程とか裁判所に御要望がありましたらお願いします。

【7番】

日程については1週間だったのでよかったと思います。

性犯罪の事件で、くじ引きでは男性のほうが多かったのですけれども、女性も何人かいたので、評議につきましても女性と男性の意見が話せたので充実度はあったと思います。

【司会者】

1週間というのは多分公判も含めて1週間ですよね。評議はそのうちの何日間かだと思えるのですけれども、それが長かったり短かったりということはありませんか。

【7番】

その点についても大丈夫だったので、評議としては充実してできたと思っています

す。ただ後で考えると、本当にあれでよかったのかなというのは、終わった後でも考えてしまうので、それで十分だったかということについては常に疑問に思っているところはあると思います。

【司会者】

6番の方、いかがでしょうか。

【6番】

評議の日数は問題なかったと思います。量刑を決めるまでの評議はかなり時間をかけて話し合いをしたのですけれども、量刑を決めるときは本当にすんなり決まってしまうと、1日短縮になってしまったので、それが本当によかったのかというのは分かりません。あとは、話し合いをしている中で何について話をしているのかが分からなくなってしまうので、ボードか何かでこれについてこういう意見があったというのを簡単に書いていってもらえれば、話をしても混乱することはなかったのではないかなとは思っています。

【司会者】

5番の方、いかがでしょうか。

【5番】

まず評議の日数的には多くもなく、少なくもなく、皆さんと話が充実していたのではないかなと思っています。

評議自体なのですけれども、ちょっと熱くなるといろいろなことが出てしまって脱線していくようなところもあったのですけれども、裁判官の方とかがかなり修正するというか気を遣っているなというところもあって、大変だなというのは感じていました。でも、やはり本職であるなど、脱線してもちゃんと導き直しているというところはよかったなと思っています。

あとは、我々に対する気遣いというのがかなりありまして、かなりというのはいい面なのですけれども、休み時間をとっていただくのが私にとってはちょっと多かったなというのを感じました。女性の方もいらしたのですけれども、そういうとこ

ろの気遣いがあって、休憩時間がちょっと私的には多かったかなと感じました。

【司会者】

それを踏まえまして、大体どれぐらいの評議の日数が話し合いを充実させるためにはいいかなという感じでしょうか。

【5番】

私の事件では3日間評議がありました。この3日間での進め方とその各日にちの時間というのはすごく有意義というかマッチしていたかなと思ったので、3日ぐらいの日数がいいのではないかと考えています。

【司会者】

4番の方、いかがでしょうか。

【4番】

私の場合は全体で3日だったので、評議にとっている時間もそんなに多くはなかったのですが、とにかく感じたのは非常に丁寧にやっているなという印象は受けたので、短いというようなことは全然なかったですね。責任非難という私たちが普通使わない言葉がどうもいまひとつしっくり来なかったというのはあったので、もう少しその辺を、こういうことなのだよというのを分かりやすく説明していただくともっとよかったかなと思いました。

【司会者】

3番の方、いかがでしょうか。

【3番】

私のときは評議は1日半ぐらいだったと思いますけれども、期間的にはよかったと思います。私は覚せい剤の関係の案件でしたけれども、みだりにとか業としてとかという言葉の意味が勉強になったなと思いました。

ただ、私達は素人なので、判例重視の考え方と裁判員の感覚、意見というところにジレンマを若干感じることはありました。

【2番】

評議については日数的には普通の時間で終わったと思います。

いろいろな評議をしたのですけれども、事例をもとにいろいろ意見を出していったので、ある程度スムーズに進んだと思います。

ただ、被告人が外国人だったために、通訳を通じても意味の分からないところが結構あったので、そこでちょっととまどったことはありました。

【1番】

法律の説明は分かりやすかったです。ただ、判例も当てにしたいけれどもよく分からなくて、結局裁判官さんが意見を出されて、ではそれぐらいでみたいな感じで決まったので、ちょっとそこに関してはやはり分からなかったというか曖昧だったなというところもあります。

あと、6番の方が言ったホワイトボードに記入してというのはすごくいいなと思いました。やはりちょっと頭がごちゃごちゃになったという経験があったので、前日はここまで来ましたねとかという記録を残して、そのまま次の日にその記録を見ながら復習してスタートできるとより早く頭にぱっと入ってくるのではないかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、最後に皆さん一言ずつ次に裁判員になられる方々へのメッセージをお願いしたいと思います。

では1番の方から順次、これから裁判員、補充裁判員になられる方へのメッセージをお願いしたいと思います。

【1番】

いい経験になったので、参加してよかったという人が増えるようにPR活動なり、参加した人が参加しやすかったという意見が出るように、これからも努めてほしいなと思います。

あと、なりたい人がなれるように何か工夫してもらえたらいいなと思いました。

【2番】

こんな機会はないので、裁判員に選ばれて今回はよかったと思いました。自分自身いろいろ自信を持てるようになったのでよかったと思います。

【3番】

直接被告人に質問する機会があるとは夢にも思っていませんでしたので、びっくりと同時に貴重な経験をさせていただきました。

この裁判員制度のありのままをもう少ししっかりと広報、宣伝していく必要があるなと思います。友達は通知が来なくて残念がっていましたが、できれば1年間該当の事件はありませんでしたけれども、またこれからもよろしくみたいのがあったほうが好感度が広がっていくかなと、その友達の姿を見て感じました。

【4番】

裁判員制度に関しては学者の間でも賛否いろいろあるのは承知しているのですが、民事にしても刑事にしても、最高裁までいかないこんな当たり前のことが分かってもらえないかというのは最近よく感じるのですよ。ですから、法律の専門家の裁判の中に一般の市民の意見を浸透させていくという意味でも、裁判員制度はいいと思っています。

それと、経験した人間からすれば、私はもう70歳近くになるのですが、こんなにいい経験をさせていただいたと本当に思っているのですね。ですから、そういったことをもっといろいろな力を借りて普及していけたらいいと思いました。

【5番】

自分自身も貴重な経験をさせていただいて、忘れることなく今でもかなり意識していろいろな情報を身につけたいとか、そういう気持ちも持っているのです。これから裁判員に選ばれますよというきっかけが来たときは、何も知らなくても周りの人たちがすごくフォローしてくれていい経験につながると思うので、まずは一步を踏み出してもらいたいなと思います。

【6番】

ふだんは全く考えないようなことを考えた期間ではあったのですけれども、やはり得意、不得意が個人個人にあったり、事情があったりするとは思っているのですけれども、個人に無理のない範囲内で参加できるようになれば、もっといいなと思います。

【7番】

参加してとてもよかったと思っていますので、裁判員制度に否定的な知人に通知が来たら出たほうがいいよとは伝えています。やはりいろいろ世の中の見方が変わりますし、裁判というものがこういうふうに行われているというのを実際に体験してみてわかったことはとても多いので、やはり経験してよかったなと思っています。

【8番】

人が人を裁くということはとても難しいことだなと思いました。

選ばれた方は、社会のためにも自分のためにもとてもいい経験になると思いますので、是非自信を持ってお受けになっていただきたいと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

検察官から何か質問はありますか。

【大谷検察官，高部検察官】

特にございません。

【司会者】

弁護士からは何か御質問はありますか。

【岡山弁護士，本間弁護士】

特にありません。

【司会者】

それでは、長時間にわたりどうもありがとうございました。今後とも制度への御理解をどうぞよろしく願いいたします。